陳　情　文　書　表

（文化市民局）

受理番号	５０５８	受理年月日	令和８年９月 28 日
件　名	マイナンバーカードを持たない市民への物価高対策		
要　旨	京都市が８月１日から物価高対策として始めた京都ポイントの財源は、国が昨年12月の補正予算で財源を裏付け、全国の自治体に送付した支援金を基本にしている。国が補正予算で決めた物価高対策は、マイナンバーカードの有無を前提にはしていない。 しかし、京都市は、マイナンバーカードを持たない市民を対象外とし、マイナンバーカードを持つ市民だけを対象に京都ポイントを給付するとしている。 スマホを持たない市民、スマホにアプリを入れることができない市民には、マイナンバーカードを持っていることを条件に、5,000ポイント相当の日用品などを渡すとしている。 マイナンバーカードの取得は任意とされている。マイナンバーカードを持つ市民に限る今回の京都ポイント給付事業は、物価高対策としての趣旨から大きく懸け離れている。 ついては、マイナンバーカードを持たない市民も含め、全ての市民に今回の物価高対策が行き渡るよう改善することを願う。		
陳情者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		